四街道市総合計画 後期基本計画策定方針



平成29年5月

四街道市経営企画部政策推進課

1. 計画策定の趣旨

四街道市では、平成26年度から平成35年度までの基本構想と前期、後期の各5年を計画期間とする基本計画で構成する「四街道市総合計画」(以下「総合計画」という。)を平成26年3月に策定しました。

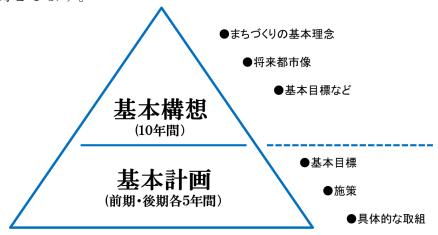
この基本構想では、将来都市像として「人 みどり 子育て 選ばれる安心快 適都市 四街道」を掲げ、「四街道市総合計画前期基本計画」(以下「前期基本計画」という。)において、その実現に向けた諸施策の進展を図ってきました。

この前期基本計画は、平成30年度末をもって終了することから、前期基本計画の実施状況や課題等を整理・分析するとともに、その深化・充実を図りながら、将来都市像の実現を目指すための計画として、「四街道市総合計画後期基本計画」(以下「後期基本計画」という。)を策定します。

2. 計画の構成と期間

総合計画は、時代の潮流や市の現状と課題、市民の声に鑑み、基本理念や将来都市像など、目指すべきまちづくりの方向性を示したものであり、今回はその基本構想の計画期間に該当するため、現在の構成を継続します。

このことから、後期基本計画の計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。



計画期間	平成26年度~平成35年度								
基本理念	「みんなが主役のまちづくり」								
将来都市像	「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」								
基本目標	(1)だれもが健康でいきいき暮らせるまち								
	(2)安全・安心を実現するまち								
	(3)豊かな心を育み学ぶ喜びを実感できるまち								
	(4)みどりと都市が調和したうるおいのあるまち								
	(5)にぎわいと活力にあふれるまち								
	(6)ともに創る将来に向けて持続可能なまち								

年 度	26 年度 (2014)	27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度(2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	33 年度 (2021)	34 年度 (2022)	35 年度 (2023)		
基本構想 (10 年)	基本構想 目標年度:平成 35 年度(2023 年度)											
基本計画 (前期5年) (後期5年)	平成 26	前期基本計画 平成 26 年度(2014 年度)~平成 30 年度(2018 年度)					後期基本計画 平成31 年度(2019 年度)~平成35 年度(2023 年度)					

3. 計画策定に当たっての考え方

(1) 社会状況や市民ニーズの把握・分析

前期基本計画での実施状況や解消すべき諸課題、さらに、市を取り巻く社会状況や行政需要の変化及び市民意識調査に基づく市民ニーズを把握・分析し、これらの課題等を認識したうえで、計画の策定を進めます。

(2) 実効性のある計画

市の財政状況を踏まえつつ、将来都市像の実現に向け、重要度の高い施策や緊急度の高い事業等を選択しながら、財源見通しに基づく効率的で実効性のある計画とします。

(3) 充実した市民参加

「四街道市市民参加条例」に基づく市民会議手続や意見提出手続などの市 民参加手続を実施しながら、透明性の確保や市民意見・意向の把握、市民の 市政への参加を促進するなど、充実した市民参加を実施します。

(4) 地方創生への対応

将来的に見込まれる人口減少や人口構成の不均衡への対応を主要な目的のひとつとする総合計画と人口減少の克服・地方創生を目的とする「四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)の基本的な考え方が一致していることから、総合戦略との整合性を十分に図ります。また、前期基本計画において、先導的な役割を担う事業として設定した「四街道未来創造プロジェクト」を見直し、その考え方を踏襲しながら、移住・定住などの短期的な施策のほか、自然動態を見据えた長期的な施策として地方創生への対応も位置づけます。

4. 計画の策定体制

(1) 市民参加

後期基本計画の策定過程においては、「四街道市総合計画審議会」への市民の参画をはじめ、市民意識調査結果の活用や市民意見提出手続き(パブリックコメント)等の実施など、幅広く市民等の意見やニーズの把握に努めることとし、これを十分に活かした計画の策定を目指します。

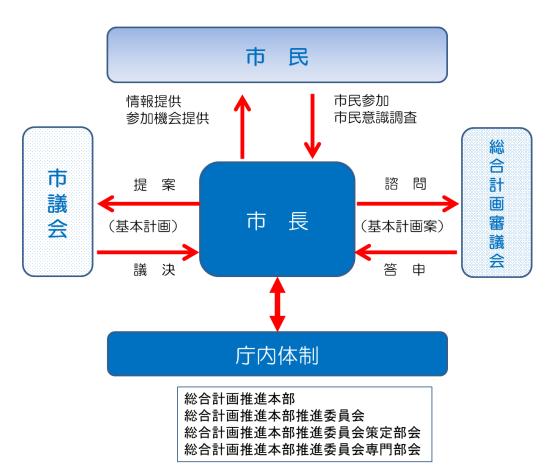
(2) 四街道市総合計画審議会

後期基本計画案の作成に当たっては、市民や関係団体、外部有識者等で構成する「四街道市総合計画審議会」を設置します。また、本審議会では、市

長の諮問に基づき、必要な調査・審議を行うことで、各分野の専門的な知見 を集約し、これを後期基本計画案の作成に有効に活用します。

(3) 四街道市総合計画推進本部

後期基本計画の策定に当たっては、市長を本部長とする「四街道市総合計画推進本部」において、組織横断的な調整、調査・検討を行い、庁内での最終的な意思決定を行うものとします。なお、前期基本計画において設定した「四街道未来創造プロジェクト」については、後期基本計画のリーディングプロジェクトとして更なる磨き上げを図るため、新たに専門部会を設置して検討します。



庁内体制

【総合計画推進本部構成】

市長、副市長、危機管理監、経営企画部長、総務部長、福祉サービス部長、健康こども部長、環境 経済部長、都市部長、上下水道部長、教育長、教育部長、消防長

【総合計画推進本部推進委員会構成】

副市長、経営企画部長、経営企画部次長、総務部次長、福祉サービス部次長、健康こども部次長、 環境経済部次長、都市部次長、教育部次長、消防本部次長

【総合計画推進本部推進委員会策定部会構成】

各所属から所属長の推薦により選出した者

【総合計画推進本部推進委員会専門部会構成】

専門的な調査が必要と認めるときに設置

5. 計画の策定スケジュール

後期基本計画は、平成30年度中に策定するものとします。なお、個別の作業スケジュールについては、その実施段階において、適切な進捗管理の下、必要な調整を行うこととします。